

就労移行支援・就労継続支援における在宅支援について

【就労移行支援・就労継続支援事業者の皆さまへ】

在宅支援は、通所利用が困難で在宅による支援がやむを得ないと市町村が判断した利用者（以下「在宅利用者」という。）に対して就労移行支援又は就労継続支援を提供するにあたり、要件のいずれにも該当する場合に限り報酬を算定することとなっています。在宅支援を検討する際は、以下の通知等を必ず確認してください。

- ・ 「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」の一部改正について（平成 19 年4月2日付け障障発第 0402001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）（抄）

* 5(3)在宅において莉評する場合の支援について参照

【在宅支援に関する手順等】

1. 通知等を読んだうえで、在宅支援を開始したい場合は、必ず事前に就労移行支援・就労継続支援事業所から、在宅支援の必要性や対象者の状況等について障がい福祉課（担当は末尾参照）へご相談ください。
2. ご相談の後、市が在宅による支援がやむを得ないと判断した場合、事前に ~ をご提出ください。
就労移行支援・就労継続支援の在宅支援に係る理由書
運営規程（写し・在宅支援の内容が明記されているもの）
個別支援計画書（写し）
3. 在宅支援の実施した場合、実施翌月に ~ をご提出ください。
就労移行支援・就労継続支援における在宅支援実績報告書
サービス提供実績記録票（写し）
備考欄に、「在宅利用」、事業所職員が訪問した場合は「訪問」と追記してください。
日報等（写し）
支援の実施回数・内容等がわかるもの
4. 在宅支援を終了した場合は、ご連絡ください。

（在宅支援に関する相談等について）

担当：障がい福祉課 審査給付係 電話 0564-23-6853・FAX0564-25-7650
Eメール shogai@city.okazaki.lg.jp